

## 第9章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

(景観法第8条第2項第4号関連)

散居集落により構成される数多くの「触」が、壱岐市の豊かな農村景観を形成しています。また、原の辻遺跡周辺には、一支國の時代から連綿と弥生の風景を伝える広大な農地が広がっています。

こうした美しい農村景観は、壱岐固有の地勢や歴史、そこで暮らす人々の暮らしの中で形成されてきたものであり、特徴的な壱岐市の景観特性を語る上で、非常に重要な意味を有しています。

こうした農村景観が広がるエリアは、壱岐市の内陸部の大部分を占めており、その景観の保全には、良好な営農環境の確保や集落の活力維持に向けた取り組みが重要となります。

そのため、今後、必要に応じて、地域の特色ある農村景観の保全・創出に向けた景観農業振興地域整備計画の策定について検討を行います。

## 第10章 自然公園法の許可の基準

(景観法第8条第2項第4号関連)

壱岐市は、全域が壱岐対馬国定公園に指定されており、沿岸部及び公有水面の一部は、自然公園法に基づく特別地域、特別保護地区又は海域公園地区となっています。

これらの区域内における工作物の建築等、一定の行為については、これまでも自然公園法に基づき、許可制による規制が行われています。今後、壱岐市の景観上の特性を踏まえて、更なる上乘せの基準の設定が必要となった場合には、関係機関と連携を図りながら検討を行います。